

香川県水道局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県企業管理規程第5号

香川県水道局組織規程の一部を改正する規程

香川県水道局組織規程（昭和44年香川県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置) 第4条 職員の職は、次のとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>主席技師</u> (11)～(14) 略</p>	<p>(職の設置) 第4条 <u>吏員である職員の職は、次のとおりとする。</u> (1)～(9) 略  (10)～(13) 略 <u>2 吏員以外の職員の職は、次のとおりとする。</u> (1) <u>主席技師</u> (2) <u>主任技師</u> (3) <u>技師</u> <u>3 前項に規定する職に属する者は、自動車運転士及び水道管理員とする。</u></p>

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。